

監査公表第3号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表する。

令和4年2月28日

田原市監査委員 河合 孝喜
田原市監査委員 古川 美栄

記

1 準拠した基準

田原市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

令和2年度及び令和3年度における公益社団法人田原市シルバー人材センターの補助金に係る出納及びその他の事務の執行

4 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 過去の財政援助団体等監査における監査結果に対して必要な措置はとられているか。
- (2) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (3) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- (4) 補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (5) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (6) 補助金の条件の履行状況及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

【補助金交付団体】

(1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

(3) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

(5) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

5 監査の方法

所管課から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、関係職員の説明を聴取するとともに質疑を行った。

6 監査の実施場所及び実施日

実施場所 田原福祉センター1階 ボランティアルーム

実施日 令和4年2月15日(火)

7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、概ね適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。